



Q：今度の確定申告で「医療費控除」を受けようと思います。ところで、私は、平成17年度中に、香港のA診療所へ中国針灸による治療を目的とした医療ツアーに参加しました。これは、日本の分院で医師が治療の必要があると診断した患者を対象にしているので、医療費控除の対象になると思うのですが、どうでしょうか？

A：「医療費控除」は、多額の治療費を支出した人はそれだけ税金を負担する力(担税力)が減るので、これをカバーしようとする制度です。したがって、大いに利用すべきですが、他の制度と同様に、一定のルールが決められています。今回ご質問のあった『医療を目的とした医療ツアー』については、どこまで「治療又は療養に必要」かが問題になってきます。もし、このツアーの参加費が30万円



本所専門指導員
税理士
山本 薫氏

として、その内10万円が治療費としたら、治療費10万円のみが、医療費控除の対象となります。

医療目的のツアーといっても、そこには当然、観光が組み込まれているはず。往復の航空運賃についても、医療のためか観光のためかは全くの不明です。逆に観光目的がなければわざわざ香港まで出掛けていくわけがないのが常識でしょう。他の費用にしても、然りというわけで、治療費以外は、わずかに治療場所までの送迎費用が通院費に当たるかもしれませんが、これも、たとえば治療が終わった後観光に向く等、不透明な部分が多いので、医療費控除の対象にはなり難いと思われます。

また最近、人間ドックを絡めたツアーが盛んなようですが、人間ドックの費用は、原則医療費控除の対象にはなりません。ただし、その診断によって病気が発見され、引き続き治療に入ることになった場合は、人間ドックの費用も医療費控除の対象になってきます。

決算・申告無料相談所開設のご案内

平成17年分の確定申告についての個別相談会を行います。所得税の決算書・申告書、消費税の申告書の作成および消費税制度改正に伴う相談・指導が受けられ、申告書類等の提出も可能です。この機会にご利用ください。

日時 2月16日～28日
午前9時30分～午後4時
午後3時までにお越しください。(土曜・日曜日は除く)
会場 岡崎商工会議所 401会議室(4階)
指導担当 本所専門指導員
福田・喜多村・山本・黒野 各税理士
東海税理士会岡崎支部 派遣税理士

お問合せ：税務担当 池上 53-6193まで

会員の皆様は
お待たせしません。

会員限定相談日を開設!!

限定日の利用をご希望の方は、
電話にてご連絡ください。
(予約制・先着順)

2 February						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	*	*	*	*

印=会員限定相談日

会員限定相談日を利用して



本所会員の
来夢亭
青山仁久さん

柱町で、惣菜・弁当の製造販売を行なっています。会員限定相談日ができて以来、毎年利用しています。

それまでは相談者が多く、しばらく待たることがありましたが、それからは予約の時間に行くことができ、それからは予約の時間に対応していただき、大変助かりました。

今年も、是非利用したいと思います。

1月の専門家相談(無料:事前にご予約ください)

相談名	日	時	担当	相談名	時	担当
税務相談 53-6193	10日 17日 24日	10時～16時	税理士 福田 哲也氏 同 喜多村吾朗氏 同 山本 薫氏	経営相談(工業) 53-6500	随時	中小企業診断士等
法律相談 53-6193	19日	13時30分～16時30分	弁護士 村越 健氏	労務相談 53-6500	随時	社会保険労務士等
発明相談 53-6500	13日	13時～17時	弁理士 武山 肇和氏	下請幹旋相談 53-6193	12日 10時～12時	愛知県中小企業振興公社
金融相談 53-6193	随時		商工組合中央金庫 中小企業金融公庫	パソコン相談 53-6193	随時	中小企業診断士 水谷 誠氏
経営相談(商業) 53-6500	随時		中小企業診断士等	創業相談 53-6500	随時	中小企業診断士等

岡崎市でも別に商工相談の予約を随時受け付けていますので、ご利用ください。
→ 商工相談(商工振興班 23-6212・23-6503)・金融相談(金融班 23-6214)